

京都大学経済学部の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(学科及び学科目)</p> <p>第4条 経済学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>経済学科 理論・情報、経済史・思想史、財政・金融、産業・労働、国際経済</u></p> <p><u>経営学科 経営、会計</u></p> <p>(学科長)</p> <p>第5条 前条に定める学科に学科長を置き、経済学研究科の教授をもって充てる。</p> <p>2 学科長の任期は、1年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 学科長は、当該学科の業務をつかさどる。</p> <p>(内部組織)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、経済学部の内部組織については、学部長が定める。</p>	<p>(学科及び学科目)</p> <p>第4条 経済学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>経済経営学科 理論・情報、経済史・思想史、財政・金融、産業・労働、国際経済、経営、会計</u></p> <p>(内部組織)</p> <p>第5条 (同左)</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>2 経済学科及び経営学科は、改正後のこの規程にかかわらず、平成20年度以前に入学した者が当該学科に在学しなくなる日までの間、当該学科に学科長を置くものとする。</p>